

交野市立中学校部活動指導員バンク登録者募集要項

交野市教育委員会（以下「市教委」という。）では、「交野市立中学校部活動指導員バンク（以下「指導員バンク」という。）を設置し、交野市立中学校（以下「市立中学校」という。）において、部活動指導員（以下「指導員」という。）として勤務を希望される方を次のとおり募集します。

随時登録募集しておりますが、登録後すぐに配置できるとは限りません。また、登録いただいたものの、配置できない場合もございますのでご了承ください。

1 募集資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 20歳以上である者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれにも該当しない者
- (3) 当該部活動の実技指導に高い技術と指導能力を有する者
- (4) 当該校の部活動方針を理解し、熱意を有する者であり、以下のアからエのいずれかの要件を満たす者
 - ア 教員の免許状を有する者
 - イ 学校での部活動の指導経験がある者（外部指導者等）
 - ウ 運動部活動については、地域のスポーツ活動等において指導経験がある者
 - エ 文化部活動については、地域の文化教室等において指導経験がある者

2 指導員の職務

指導員は、学校における教員の時間外勤務の削減及び負担軽減が図られるよう、中学校の教育計画に基づき、校長の指揮監督のもと、当該部活動の顧問と連携し次に掲げる業務を行います。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・傷害予防に関する知識、技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検、管理
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) その他校長が認める事項に関すること

3 指導員の身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とします。

4 登録手続き

WEB フォームにて入力の上登録してください。

5 受付開始日

令和6年3月7日（木）から

6 登録期間

登録日の属する年度を含む2年間(3月31日まで)

(有効期間内に勤務実績があれば自動更新され、ない場合は再度、更新の手続きが必要です。)

7 登録から採用までの流れ

登録された要件(指導可能な部活動等)と、学校の配置希望条件が合致した場合、指導課より登録者に連絡させていただきます。指導課による選考を経て、指導員として採用され、市立中学校に勤務していただきます。

8 指導員の報酬・勤務条件

以下の条件は、変更される場合があります。

その詳細については、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、「会計年度任用職員規則」、「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等により定められています。

(1) 報酬

1時間あたり 1,632 円

(2) 勤務時間等

勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき平日2時間、休日3時間、1週当たり6時間を原則とし、年間210時間を上限とします。ただし、大会・練習試合等の引率や、事故が発生した場合の対応等の場合は、この限りではありません。

(3) 休暇

年次休暇、特別休暇等

(4) 災害補償等

指導員の公務上の災害及び通勤による災害については、交野市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年条例第5号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定により補償します。

(5) 交通費

実費弁償(通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届け出に基づき行います。)

(6) 注意事項

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件通知書により確認してください。

9 その他

(1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、指導員バンクの登録・任用等無効とします。

(2) 指導員バンクの登録者については、市立中学校の校長が、必要に応じて参照します。